

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき鯖江・丹生消防組合職員(以下「職員」という。)の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(平13条例13・平28条例3・一部改正)

(給料)

第2条 給料は、鯖江・丹生消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年鯖江・丹生消防組合条例第1号。以下「勤務時間条例」という。)第8条第1項に規定する正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。以下同じ。)、休日給および管理職員特別勤務手当を除いたものとする。

(平7条例1・平17条例2・平18条例2・令6条例2・一部改正)

(給料表および級別基準職務表)

第3条 給料表は、別表第1のとおりとする。

2 職員の職務は、その複雑、困難および責任の度に基づきこれを前項の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2に定める級別基準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難および責任の度が同程度の職務で規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

3 任命権者は、全ての職員の職を前項に規定する級のいずれかに格付し、第1項の給料表により職員に給料を支給しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることになった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に勤務時間条例第2条第2項により定められた勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする。

(平18条例2・平20条例5・平28条例3・平28条例7・令2条例5・一部改正)

(初任給、昇格および昇給の基準)

第4条 職員を新たに採用し、または昇格(職員の職務の級をその上位の級に変更することをいう。以下同じ。)させるには、採用し、または昇格させようとする職務の級に適すると認められる場合に限るものとする。

2 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員(以下「第2号会計年度任用職員」という。)の職務の級は、1級とする。ただし、他の常時勤務を要する職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、任命権者が必要と認める場合には、規則で定めるところにより、当該職務の級をそれより上位の級とすることができる。

3 新たに給料表の適用を受ける第2号会計年度任用職員となった者の号給は、最低の号給とする。ただし、その者がその職務について有用な学歴、免許、経歴その他の資格を有する場合であつて、任命権者が必要と認めるときは、規則で定めるところにより、それより上位の号給とすることができる。

4 職員(地方公務員法第22条の3第4項、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項または地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により任用された職員および第2号会計年度任用職員を除く。)の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

5 前項の規定により職員(次項各号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否かおよび昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。

6 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の第4項の規定による昇給は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ同項に規定する期間の全部を極めて良好または特に良好な成績で勤務した場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、規則で定める基準に従い決定するものとする。

(1) 55歳(規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの)を超える職員(次号に掲げる職員を除く。)

(2) 別表第1の給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの

7 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

8 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

9 第4項から前項までに規定するもののほか職員の昇給に関し必要な事項は、規則で定める。

10 地方公務員法第22条の4第1項または第22条の5第1項もしくは第2項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前条第3項の規定により当該定年前再任用短時間勤務

務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(平12条例7・平13条例13・平18条例2・平20条例5・平24条例5・令2条例5・令4条例3・令5条例1・令7条例5・一部改正)

(格付、初任給、昇格および昇給等に関し必要な事項)

第5条 職員の初任給、昇格および昇給等に関し必要な事項は、規則で定める。

(給料の支給)

第6条 正規の勤務時間を勤務した職員に対しては第3条第3項により給料を支給する。

2 給料の支給日は、規則で定める。

(令7条例5・一部改正)

第7条 新たに職員となつた者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、離職した職員が即日職員になつたときは、その日の翌日から給料を支給する。

2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項または第2項の規定により給料を支給する場合であつて給与期間の初日から支給するとき以外のときまたは給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から勤務時間条例第3条第1項、第4条および第5条の規定に基づく週休日(以下「週休日」という。)の日数を差し引いて日数を基礎として日割りによつて計算する。

(平7条例1・一部改正)

(給与からの控除)

第7条の2 職員の給与の支給に際しては、その給与から法律で定めるもののほか、次に掲げるものを控除することができる。

(1) 鯖江市職員共済会の掛金および徴収金

(2) 鯖江・丹生消防組合職員厚生会の会費等

(3) 職員が加入している団体取扱いに係る生命保険、傷害保険等の保険料

(4) 福井県市町村職員共済組合の貯金

(5) 地方公務員法第53条の規定により登録された職員団体が加入している金融機関に係る預貯金、貸付返済金等

(6) 前各号に定めるもののほか、職員の申出により管理者が特に必要と認めたもの

(平22条例8・追加)

(管理職手当)

第8条 管理職手当は、管理または監督の地位にある職員の職のうち、規則で指定するものについて、その職務の特殊性に基づき支給する。

2 前項に規定する管理職手当の額は、同項に規定する管理職手当の支給を受ける職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額100分の25を超えてはならない。

3 第1項の規定により、管理職手当を支給する職員には、第14条、第15条および第20条の規定は適用しない。

(平12条例7・平20条例5・一部改正)

(扶養手当)

第9条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(3) 満60歳以上の父母および祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額額は、前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万3,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあつては、3,500円)とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他の扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(平7条例2・平8条例2・平9条例3・平10条例4・平12条例7・平14条例8・平15条例2・平17条例4・平19条例2・平19条例5・平28条例7・令2条例5・令7条例5・一部改正)

第10条 削除

(令7条例5)

(住居手当)

第11条 住居手当は、自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(組合が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。)に支給する。

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額とする。

(1) 月額2万7,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万6,000円を控除した額

(2) 月額2万7,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万7,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が1万7,000円を超えるときは、1万7,000円)を1万1,000円に加算した額

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(平12条例7・平15条例2・平18条例2・平21条例8・令元条例6・一部改正)

(通勤手当)

第11条の2 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

(1) 通勤のため交通機関または有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃または料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものおよび第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通用具で規則で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものおよび次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、または自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(第12条第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員、定年前再任用短時間勤務職員および育児短時間勤務職員等(支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。))にあつては、その額からその額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 1万円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 1万2,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 1万5,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 1万8,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 2万1,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 2万4,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 2万6,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 2万8,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 2万9,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 3万1,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額または前号に定める額

3 公署を異にする異動または在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号または第3号に掲げる職員で、当該異動または公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新幹線鉄道等に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(第5項において「特別料金等相当額」という。)
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号または第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。
- 5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額および特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
- 6 通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間)に係る最初の月の規則で定める日に支給する。
- 7 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。
- 8 この条において「支給単位期間」とは、「通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては1箇月)をいう。
- 9 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給および返納について必要な事項は、規則で定める。
- (平8条例2・平12条例7・平13条例13・平15条例2・平20条例5・平26条例5・令5条例1・令6条例2・令7条例5・一部改正)

(単身赴任手当)

- 第11条の3 公署を異にする異動または在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)と別居することとなつた職員で、当該異動または公署の移転の直前の住居から当該異動または公署の移転の直後の在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。
- 2 単身赴任手当の月額、3万円(規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が規則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、7万円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額)とする。
- 3 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。
- (平10条例4・平12条例7・平27条例2・令7条例5・一部改正)

(在宅勤務等手当)

- 第12条 住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。)の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について1月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。
- 2 在宅勤務等手当の月額、3,000円とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。
- (令6条例2・全改)

(特殊勤務手当)

- 第13条 職員が消防業務に従事したときに特殊勤務手当を支給する。
- 2 前項に規定する手当は、その月分を翌月の給料日に支給する。
- (平20条例5・令5条例1・一部改正)

(超過勤務手当)

第14条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合はその割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(第20条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。次の項において同じ。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 定年前再任用短時間勤務職員および育児短時間勤務職員等が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項または第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じた額を超過勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。)の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第8条の2第1項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

(平7条例1・平13条例13・平20条例5・平22条例3・平24条例2・令5条例1・一部改正)

(夜勤手当)

第15条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員にはその間に勤務した全時間に対して勤務1時間につき第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

(宿日直手当)

第16条 宿直勤務または日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき4,400円を超えない範囲内において管理者が定める額を宿日直手当として支給する。

2 前項の勤務は、第14条、前条および第20条第2項の勤務には含まないものとする。

(平7条例2・平8条例2・平9条例3・平10条例4・平11条例6・平22条例3・平30条例2・一部改正)

(期末手当)

第17条 期末手当は、6月1日および12月1日(以下この条から第17条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条および第17条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、または死亡した職員(第22条第6項の規定の適用を受ける職員および規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6月 100分の100

(2) 5月以上6月未満 100分の80

(3) 3月以上5月未満 100分の60

(4) 3月未満 100分の30

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、または死亡した職員にあっては、退職し、または死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出

率で除して得た額をいう。次項および第18条第3項において同じ。)および扶養手当の月額合計額とする。

- 5 給料表の適用を受ける主任級以上の職員については、前項の規定にかかわらず、前項に規定する合計額に、給料の月額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
- 6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。
- 7 任用期間が6月未満である第2号会計年度任用職員には、期末手当は支給しない。ただし、任用期間が6月に満たない場合であっても、第2号会計年度任用職員が同一会計年度において任用され、その任用期間が通算して6月以上となった場合には、当該会計年度内において、任用期間が6月以上である第2号会計年度任用職員とみなす。

(平9条例3・平11条例6・平12条例7・平13条例13・平14条例3・平14条例8・平15条例2・平20条例5・平21条例8・平22条例8・平29条例3・平30条例2・令2条例2・令2条例5・令2条例6・令4条例3・令5条例1・令5条例6・令6条例5・一部改正)

第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号に基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第29条第1項から第3項までの規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員
- (3) 基準日前1月以内または基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(平9条例3・追加、平13条例13・令2条例2・一部改正)

第17条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項について同じ。))をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合またはその者から聴取した事項もしくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。))を受けた者は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的を明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合
- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実または生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなつたとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。

(平9条例3・追加、平28条例3・一部改正)

(勤勉手当)

第18条 勤勉手当は、6月1日および12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、または死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が管理者の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。
 - (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、または死亡した職員にあっては、退職し、または死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額
 - (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。
- 4 第17条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第18条第3項」と、「合計額」とあるのは「額」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第17条の2中「前条第1項」とあるのは「第18条第1項」と、「同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第18条第1項に規定する基準日をいう。以下この条および次条第3項第3号において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(第18条第1項に規定する規則で定める日をいう。以下この条および次条第1項において同じ。)」と読み替えるものとする。
- 6 任用期間が6月未満である第2号会計年度任用職員には、勤勉手当は支給しない。ただし、任用期間が6月に満たない場合であっても、第2号会計年度任用職員が同一会計年度において任用され、その任用期間が通算して6月以上となった場合には、当該会計年度内において、任用期間が6月以上である第2号会計年度任用職員とみなす。
(平9条例3・平12条例7・平13条例13・平14条例8・平17条例4・平18条例2・平19条例5・平21条例8・平22条例8・平26条例5・平28条例3・平28条例7・平29条例3・平30条例2・令元条例6・令2条例2・令4条例5・令5条例1・令5条例6・令6条例2・令6条例5・一部改正)
(災害派遣手当)
- 第19条 災害派遣手当は、災害応急対策、災害復旧または国民の保護のための措置の実施のため当組合に派遣された職員が、住所または居所を離れて鯖江市および越前町の区域に滞在することを要する場合に限り、支給する。
- 2 前項の手当の額は、別表第3のとおりとする。
(平17条例1・平18条例2・平28条例3・一部改正)
(休日給)
- 第20条 職員には、正規の勤務日が休日等(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日をいう。以下同じ。)に当たつても正規の給与を支給する。
- 2 休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には正規の勤務時間に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。ただし、正規の勤務時間外に勤務しても休日給は支給しない。
- 3 前2項の休日等とは、次に掲げる日およびその代休日をいう。
 - (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(勤務時間条例第3条第1項または第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、当該休日が同条例第4条および第5条の規定に基づく週休日にあたる場合は、規則で定める日)
 - (2) 12月29日から同月31日までの日、1月1日(日曜日に当たる場合に限る。)、同月2日(月曜日に当たる場合に限る。)
(平7条例1・一部改正)
(管理職員特別勤務手当)
- 第20条の2 第8条第1項の規定に基づく規則で指定する職員(以下「管理職員」という。)が臨時または緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日または前条第3項に規定する休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時または緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。
 - (1) 第1項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において規則で定める額
 - (2) 前項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額
- 4 前3項に定めるもののほか管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。
(平7条例1・平12条例7・平27条例2・令7条例5・一部改正)

(管理職手当等の支給方法)

第21条 管理職手当、超過勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当および休日給の支給方法に関し必要な事項は、規則で定める。

(令7条例5・一部改正)

(休職者の給与)

第22条 職員(第2号会計年度任用職員を除く。次項から第4項までにおいて同じ。)が公務上負傷し、もしくは疾病にかかり、または通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条に規定する通勤をいう。)により負傷し、もしくは疾病にかかり地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職の期間中これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核疾患にかかり地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当するものとして休職させられたときはその休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当および期末手当の合計額の100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当するものとして休職させられたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当および期末手当の合計額の100分の80に相当する額を支給することができる。

4 職員が地方公務員法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当するものとして休職させられたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当および住居手当の合計額の100分の60に相当する額を支給することができる。

5 地方公務員法第28条第2項の規定により休職にされた職員には、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

6 第2項または第3項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で第17条第1項に規定する基準日前1月以内に退職し、または死亡したときは、同項の規定により規則で定める日にそれぞれ第2項または第3項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員についてはこの限りでない。

7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第17条の2および第17条の3の規定を準用する。この場合において、第17条の2中「前条第1項」とあるのは「第22条第6項」と読み替えるものとする。

(平9条例3・平17条例2・令2条例2・令2条例5・一部改正)

第23条 地方公務員法第55条の2第1項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

(定年后再任用短時間勤務職員等についての適用除外)

第23条の2 第4条第4項から第9項までおよび第9条の規定は、定年后再任用短時間勤務職員には適用しない。

2 第9条、第11条および第11条の3の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項または地方公共団体的一般職の任期付職員の採用に関する法律第5条の規定により採用された職員には適用しない。

3 第8条、第9条、第11条、第11条の3、第13条、第15条、第16条および第19条から第20条の2までの規定は、第2号会計年度任用職員には適用しない。

(平13条例13・追加、平17条例2・平20条例5・平27条例2・令2条例5・令5条例1・令6条例2・令7条例5・一部改正)

(第1号会計年度任用職員の給与)

第23条の3 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「第1号会計年度任用職員」という。)の給与に関する事項については、第2条から前条までの規定にかかわらず、次条の規定によるものとする。

(令2条例5・追加)

第23条の4 第1号会計年度任用職員の給与は、報酬、期末手当および勤勉手当とする。

2 第1号会計年度任用職員に支給する基本報酬(第4項の規定により支給する報酬以外の報酬をいう。以下同じ。)の額は、第2号会計年度任用職員の給料との権衡を考慮し、規則で定めるところにより算定した額とする。

3 職務の特殊性等により、前項の規定を適用することが適当でないと認められる第1号会計年度任用職員に支給する基本報酬の額は、任命権者が管理者と協議して定める額とする。

4 第1号会計年度任用職員には、超過勤務手当に相当する報酬を基本報酬に加えて支給することができる。

5 前項に規定する報酬の額は、規則で定めるところにより算定する。

6 第1号会計年度任用職員に支給する報酬は、月額、日額または時間額とする。

7 任用期間が6月以上である第1号会計年度任用職員(規則で定めるものに限る。)には、この条例の規定により期末手当および勤勉手当の支給を受ける職員の例により期末手当および勤勉手当を支給する。この場合において、期末手当基礎額および勤勉手当基礎額は、規則で定めるところにより算定した額とする。

8 任用期間が6月に満たない場合であっても、第1号会計年度任用職員が同一会計年度内において任用され、その任用期間が通算して6月以上となった場合には、当該会計年度内において、前項に規定する任用期間が6月以上である第1号会計年度任用職員とみなす。

9 第1号会計年度任用職員に対する期末手当の支給については、第17条の2および第17条の3の規定を準用し、勤勉手当の支給については、第18条の規定を準用する。

10 前各項に定めるほか、第1号会計年度任用職員の給与の支給方法その他の必要な事項は、規則で定める。

(令2条例5・追加、令6条例2・一部改正)

(給与の減額)

第24条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第8条の2第1項に規定する超勤代休時間である場合その他その勤務しないことにつき、任命権者の承認があつた場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(平22条例3・一部改正)

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第25条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を、1週間の勤務時間に52を乗じた時間から次に掲げる日数の合計に7時間45分(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、7時間45分に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間)を乗じて得た時間を減じたもので除して得た額とする。

(1) 毎年4月1日から翌年3月31日までの間における祝日法による休日の日数から土曜日に当たる祝日法による休日の日数を減じた日数

(2) 勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日(以下この号において「年末年始の休日」という。)の日数から日曜日または土曜日に当たる年末年始の休日の日数を減じた日数

(令7条例5・全改)

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(平13条例13・一部改正)

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和44年11月1日から適用する。

(平14条例3・一部改正)

2 昭和49年度に限り第17条の規定による期末手当のほか、昭和49年4月27日(以下「施行日」という。)に在職する職員に対して施行日から起算して10日を超えない範囲内において管理者が定める日に期末手当を支給する。

3 前項の規定による期末手当の額は、施行日において職員が受けるべき給料の月額等の合計額(第17条の規定により支給される期末手当の額の計算の基礎となる給料の月額、その他の額の合計額を算定する場合の例により算出した額をいう。)に100分の30を乗じて得た額に昭和49年3月2日から施行の日までの間におけるその者の在職期間に応じて管理者が定める割合を乗じて得た額とする。

4 前項に規定する在職期間の算定に関する必要な事項は、別に定める。

5 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第7項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級ならびに第4条第5項および第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。))とする。

(令5条例1・追加)

6 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員および非常勤職員

(2) 鯖江・丹生消防組合職員の定年等に関する条例第9条第1項または第2項の規定により地方公務員法第28条の2第1項に規定する異動期間(同条例第9条第1項または第2項の規定により延長された期間を含む。))を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(3) 鯖江・丹生消防組合職員の定年等に関する条例第4条第1項または第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。))

(令5条例1・追加)

7 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項および附則第9項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第5項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。))が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。))には、当分の間、特定日以後、附則第5項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

(令5条例1・追加)

8 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

(令5条例1・追加)

9 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第5項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第7項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

(令5条例1・追加)

10 附則第7項または前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第5項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

(令5条例1・追加)

11 附則第5項から前項までに定めるもののほか、附則第5項の規定による給料月額、附則第7項の規定による給料その他附則第5項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(令5条例1・追加)

附 則(昭和44年条例第22号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の規定による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定(同条例第10条の規定を除く。)は、昭和44年11月1日から適用する。

(扶養手当に関する経過措置)

3 次の各号の一に該当する者は、すみやかにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 昭和44年11月1日(以下「切替日」という。)においてその前日から引き続き、扶養親族たる満18歳未満の子で、改正前の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第10条第1項の規定による届出がなされたもの(切替日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた満18歳未満の子で、切替日以降当該要件を具備するに至つた日から15日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。)があり、かつ、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)のなかつた者

(2) 切替日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間(以下「切替期間」という。)において新たに扶養親族たる満18歳未満の子で、改正前の条例第10条第1項の規定による届出がされたものを有する職員となつた者であつて、その届出に係る事実が生じた日(その届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたものであるときは、その届出がされた日)に配偶者のなかつたもの(前号に該当する者を除く。)

(3) 切替期間において配偶者のない職員となつた者(改正前の条例第10条第1項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者があつた職員で、配偶者のない職員となつたものを除く。)であつて、その配偶者のない職員となつた日に扶養親族たる満18歳未満の子で、同項の規定による届出がされたもの(その日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた日から15日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。)があつたもの

(4) 配偶者のなかつた職員のうち、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となつた者であつて、その配偶者がある職員となつた日に扶養親族たる満18歳未満の子で改正前の条例第10条第1項の規定による届出がされたもの(その日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた満18歳未満の子で、その日以降当該要件を具備するに至つた日から15日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。)があつたもの

4 前項第1号または第2号の規定による届出が施行日から30日を経過した後にされた場合におけるこれらの届出に係る事実に関する改正後の条例第9条第3項の規定の適用については、これらの届出がされた日の属する月の末日(これらの届出がされた日が月の初日であるときは、その日の前日)までの間同項中「600円(職員に配偶者がいない場合にあつては、1,200円)」とあるのは「600円」とする。

5 切替期間において職員が配偶者のない職員となつた場合または配偶者を有するに至つた場合においてその配偶者のない職員となり、または配偶者を有するに至つた日に扶養親族たる満18才未満の子で、改正前の条例第10条第1項の規定による届出がされたもの(これらの日前に扶養たる要件を具備するに至つた満18才未満の子で、これらの日以降当該要件を具備するに至つた日から15日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。)を有するときにおける当該満18才未満の子に係る扶養手当の支給額の改定は、その配偶者のない職員となり、または配偶者を有するに至つた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月から行なう。ただし、職員が配偶者のない職員となつた場合における同項第2号または附則第3項第3号の規定による届出が施行日から30日を経過した後にされたときの改定は、これらの届出がされた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行なうものとする。

(給与の内払)

6 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

7 この条例の附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(昭和45年条例第2号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例第16条の改正規定は、昭和46年1月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(前項ただし書に係る改正規定を除く。)による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例の規定は、昭和45年5月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正前の条例の規定に基づいて、昭和45年5月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則(昭和46年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年10月1日から適用する。

附 則(昭和47年条例第1号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、昭和47年1月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和46年5月1日から適用する。

(特定の号給の切替え等)

- 3 昭和46年5月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者の受ける号給(以下「旧号給」という。)が附則別表の旧号給欄に掲げられている号給である職員(以下「特定号給職員」という。)のうち、旧号給が同表の期間欄に期間の定めのない号給である職員および旧号給が同欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間(管理者の定める職員にあつては、管理者の定める期間を増減した期間。以下同じ。)が同欄に定める期間に達しているものの切替日における号給は、旧号給に対応する同表の新号給欄に定める号給とする。

- 4 特定号給職員のうち、旧号給が附則別表の期間欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間が同欄に定める期間に達していないものは、昭和46年7月1日、同年10月1日または昭和47年1月1日のうち、切替日から起算して同欄に定める期間と切替日において旧号給を受けていた期間との差に相当する期間を経過した日以後の直近の日に、各号給に対応する同表の新号給欄に定める号給を受けるものとし、その者の切替日から当該直近の日の前日までの間における給料月額は、旧号給に対応する同表の暫定給料月額欄に定める額とする。

- 5 附則第3項の規定により切替日における号給を決定された職員に対する切替日以降における最初の改正後の条例第4条第2項の規定の適用については、旧号給を受けていた期間(旧号給が附則別表の期間欄に期間の定めのある号給である職員にあつては、旧号給を受けていた期間から当該旧号給に対応する同欄に定める期間を減じた期間)を切替日における号給を受ける期間に通算する。

(切替期間における異動者の号給等)

- 6 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、第1条の規定による改正前の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員およびその属する職務の等級またはその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用または異動の日における号給または給料月額およびこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。この場合において、その給料月額が附則別表の暫定給料月額欄に定める額とされた職員の当該給料月額を受けることがなくなつた日における号給は、管理者が定める。

(改正後の条例第4条の適用の経過措置)

- 7 附則別表の暫定給料月額欄に定める給料月額を受ける職員に関する改正後の条例第4条第3項の規定の切替日から昭和46年12月31日までの間における適用については規則で定める。

(給与の内払)

- 8 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附則別表

職務の等級	旧号給	新号給	期間	暫定給料月額
5等級	8	9	月	円
	9	10		
	10	11		
	11	12		

	12	13	3	35, 600
	13	14	6	36, 800
	14	15	9	38, 100

- 附 則(昭和47年条例第2号)
(施行期日等)
- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和47年4月1日から適用する。
(切替期間における異動者の号給等)
- 2 昭和47年4月1日(以下「切替日」という。)からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この条例による改正前の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員およびその属する職務の等級または、その受ける号給に異動のあつた職員のうち管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用または異動の日における号給を受けることとなる期間は管理者の定めるところによる。
(切替日前の異動者の号給等の調整)
- 3 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員および管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給を受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。
(旧号給等の基礎)
- 4 前2項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級およびその者が受けていた号給は、同条例およびこれに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。
(給与の内払)
- 5 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
(特定の職務の等級の切替え)
- 6 昭和48年1月1日(以下「特定職務等の切替日」という。)の前日においてその者の属する職務の等級が附則別表第1に掲げられている職員の特定職務等の切替日における職務の等級は、特定職務等の切替日の前日においてその者の属する職務の等級に対応する職務の等級とする。
(特定号給の切替え)
- 7 前項の規定により特定職務等の切替日における職務の等級が附則別表第1に定める特1等級および1等級となる職員の特定職務等の切替日における号給は、特定職務等の切替日の前日においてその者の受ける号給(以下「旧号給」という。)に対応する附則別表第2に定める号給とする。
(規則への委任)
- 8 附則第2項から第5項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表1
特定職務の等級の切替表

特定職務等の切替日の前日において職員の属する職務の等級	特定職務等の切替日における職務の等級
1等級	特1等級
2等級	1等級

附則別表2
特1等級および1等級となる職員の号給の切替表

特1等級		1等級	
旧号給	特定職務等の切替日における号給	旧号給	特定職務等の切替日における号給
1号給から7号給まで	1号給	1号給から6号給まで	1号給
8号給	2号給	7号給	2号給
9号給	3号給	8号給	3号給
10号給	4号給	9号給	4号給
11号給	5号給	10号給	5号給
12号給	6号給	11号給	6号給
13号給	7号給	12号給	7号給
14号給	8号給	13号給	8号給

15号給、16号給	9号給	14号給	9号給
17号給	10号給	15号給、16号給	10号給
18号給、19号給	11号給	17号給、18号給	11号給
20号給、21号給	12号給	19号給、20号給	12号給
22号給	13号給	21号給、22号給 23号給	13号給
		24号給	14号給

附 則(昭和48年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年5月1日から適用する。

附 則(昭和48年条例第7号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和48年4月1日から適用する。ただし、改正後の条例第16条の規定は同年9月1日から適用する。
(特定号給の切替等)
- 3 昭和48年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において、その者の受ける号給(以下「旧号給」という。)が附則別表(以下「切替表」という。)の旧号給欄に掲げられている号給である職員(以下「特定号給職員」という。)のうち旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのない号給である職員および旧号給が同欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間(管理者の定める職員にあつては、管理者の定める期間を増減した期間。次項および附則第5項第2号において同じ。)が同欄の左欄に定める期間に達しているものの切替日における号給は、旧号給に対応する切替表の新号給欄に定める号給とする。
- 4 特定号給職員のうち、旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間が同欄の左欄に定める期間に達していないものは、切替日から起算してそれらの期間の差に相当する期間を経過した日が昭和48年7月1日以前であるときは同日に、同月2日以後であるときは同年10月1日に、旧号給に対応する切替表の新号給欄に定める号給を受けけるものとし、その者の切替日から切替表の新号給欄に定める号給を受けける日の前日までの間における給料月額は、旧号給に対応する切替表の暫定給料月額欄に定める額とする。
- 5 附則第3項の規定により切替日における号給を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の条例第4条第2項の規定の適用については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる期間を切替日における号給を受けける期間に通算する。
 - (1) 附則第3項の規定により切替日における号給を決定される職員のうち旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのない号給である職員 旧号給を受けていた期間(管理者の定める職員にあつては、管理者の定める期間を増減した期間)
 - (2) 附則第3項の規定により切替日における号給を決定される職員のうち旧号給が切替表の期間欄に期間の定めのある号給である職員 旧号給を受けていた期間が9月末満である職員にあつては、旧号給を受けていた期間から当該旧号給に対応する切替表の期間欄の左欄に定める期間を減じた期間、旧号給を受けていた期間が9月以上である職員にあつては、旧号給を受けていた期間から当該旧号給に対応する切替表の期間欄の右欄に定める期間を減じた期間
 (切替期間における異動者の号給等)
- 6 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この条例による改正前の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員およびその属する職務の等級またはその受ける号給もしくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用または異動の日における職務の等級または号給もしくは給料月額およびこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。この場合において、その給料月額が切替表の暫定給料月額欄に定める額とされた職員の当該給料月額を受けることがなくなつた日における号給は、管理者が定める。
(切替日前の異動者の号給等の調整)
- 7 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員および管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給または給料月額およびこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において管理者の定めるところにより必要な調整を行なうことができる。
(旧号給等の基礎)
- 8 附則第3項から前項までの規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級およびその者が受けていた号給または、給料月額は改正前の条例およびこれに基づく規則の規定に従つて定め

られたものでなければならない。

(改正後の条例第4条の規定の適用の経過措置)

- 9 切替表の暫定給料月額欄に定める給料月額を受ける職員に関する改正後の条例第4条第3項の規定の切替日から昭和48年9月30日までの間における適用については、規則で定める。

(居住手当に関する経過措置)

- 10 切替期間において改正前の条例第11条の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに改正後の条例第11条の規定による住居手当を支給されないこととなる期間または同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第11条の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれの支給されないこととなる期間または達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第11条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第11条の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第11条の規定による住居手当を支給されないこととなり、または同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第11条の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和49年3月31日(同日前に規則で定める事由が生じた職員にあつては、規則で定める日)までの間の住居手当についても同様とする。

(給与の内払)

- 11 職員が改正前の条例の規定に基づいて切替日以後の分として号給を受けた給与は、改正後の条例(住居手当については改正後の条例第11条または前項)の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 12 附則第9項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表

職務の等級	旧号給	新号給	期間		暫定給料月額
特1等級			月	月	円
	13	13	3	6	156,900
	14	14	6	9	159,200
	15	14			
	16	15	3	6	164,100
1等級	16	16	3	6	140,400
	17	17	6	9	143,100
	18	17			
	19	18	3	6	147,800
	20	19	6	9	149,800
2等級	18	18	3	6	121,400
	19	19	6	9	123,100
	20	19			
	21	20	3	6	126,800
	22	21	6	9	128,100
	23	21			
3等級	19	19	3	6	102,900
	20	20	6	9	104,200
	21	20			
	22	21	3	6	107,200
	23	22	6	9	108,400
4等級	20	20	3	6	84,100
	21	21	6	9	85,100
	22	21			
	23	22	3	6	87,300
5等級	21	21	3	6	61,500
	22	22	6	9	62,500
	23	22			

附 則(昭和49年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和49年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 職員が改正前の条例の規定に基づいて、昭和49年4月1日以後の分として支給を受けた給与は、それぞれ改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則(昭和49年条例第4号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定(第10条の規定を除く。)は、昭和49年4月1日から適用する。ただし、改正後の条例第16条第1項および第2項ならびに第17条第2項の規定は、同年9月1日から適用する。
(切替期間における異動者の号給等)
- 3 昭和49年4月1日(以下「切替日」という。)からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、改正前の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員およびその属する職務の等級またはその受ける号給もしくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用または異動の日における号給または給料月額およびこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。
(切替日前の異動者の号給等の調整)
- 4 切替日前に職務の等級を異にして、異動した職員および管理者の定めるこれに準ずる。職員の改正後の条例の規定による切替日における号給または給料月額およびこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において改正後の条例の規定により職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより必要な調整を行うことができる。
(旧号給等の基礎)
- 5 前2項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級およびその者が受けていた号給または給料月額は、改正前の条例およびこれに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。
(扶養手当に関する経過措置)
- 6 次の各号の一に該当する者は、すみやかにその旨を任命権者に届け出なければならない。
 - (1) 切替日において、その前日から引き続き改正前の条例第9条第2項第2号から第5号までの扶養親族(満18歳未満の子を除く。以下「扶養親族たる父母等」という。)で改正前の条例第10条第1項の規定による届出がされたもの(切替日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた扶養親族たる父母等で、切替日以降当該要件を具備するに至つた日から15日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。)があり、かつ、配偶者(届出しませんが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)および扶養親族たる満18歳未満の子のなかつた者
 - (2) 切替期間において新たに扶養親族たる父母等で改正前の条例第10条第1項の規定による届出がされたものを有する職員となつた者(その職員となつた日に扶養親族たる満18歳未満の子があつた者を除く。)であつて、その届出に係る事実が生じた日から15日を経過した後にされたものであるときは、その届出がされた日に配偶者および扶養親族たる満18歳未満の子のなかつたもの(前号に該当する者を除く。)
 - (3) 切替期間において配偶者のない職員となつた者(改正前の条例第10条第1項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者があつた職員で、配偶者のない職員となつたものを除く。)であつて、その配偶者のない職員となつた日に扶養親族たる満18歳未満の子がなく、かつ、扶養親族たる父母等で同項の規定による届出がされたもの(その日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた扶養親族たる父母等で、その日以降当該要件を具備するに至つた日から15日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。)があつたもの
 - (4) 配偶者のなかつた職員のうち、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となつた者であつて、その配偶者がある職員となつた日に、扶養親族たる満18歳未満の子がなく、かつ、扶養親族たる父母等で改正前の条例第10条第1項の規定による届出がされたもの(その日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた扶養親族たる父母等で、その日以降当該要件を具備するに至つた日から15日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。)があつたもの
- 7 前項第1号または第2号の規定による届出がこの条例の施行の日から30日を経過した後にされた場合におけるこれらの届出に係る事実に関する改正後の条例第9条第3項の規定の適用については、これらの届出がされた日の属する月の末日(これらの届出がされた日が月の初日であるときは、その日の前日)までの間、同項中「1,500円(職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については3,500円)」とあるのは「1,500円」とする。
- 8 切替期間において職員が配偶者のない職員となつた場合または配偶者を有するに至つた場合において、その配偶者のない職員となり、または配偶者を有するに至つた日に、扶養親族たる満18歳未満の子がなく、かつ、扶養親族たる父母等で改正前の条例第10条第1項の規定による届出がされたもの(これらの日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた扶養親族たる父母等で、これらの日以降当該要件を具備するに至つた日から15日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。)を有するときにおける当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額

は、その配偶者のない職員となり、または配偶者を有するに至つた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から改定する。ただし、職員が配偶者のない職員となつた場合における同項第2号または附則第6項第3号の規定による届出がこの条例の施行の日から30日を経過した後にされたときは、これらの届出がされた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から改定する。

(給与の内払)

- 9 職員が改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 10 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(昭和50年条例第3号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和50年4月1日から適用する。

(切替期間における異動者の号給等)

- 2 昭和50年4月1日(以下「切替日」という。)からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、改正前の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員およびその属する職務の等級またはその受ける号給もしくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用または異動の日における職務の等級または号給もしくは給料月額およびこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 3 切替日前に職務の等級を異にして、異動した職員および管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給または給料月額およびこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 4 前2項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級およびその者が受けていた号給または給料月額は、改正前の条例およびこれに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

(住居手当に関する経過措置)

- 5 切替期間において、改正前の条例第11条の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第11条の規定による住居手当を支給されないこととなる期間または同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第11条の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれの支給されないこととなる期間または達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第11条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第11条の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第11条の規定による住居手当を支給されないこととなり、または同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第11条の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和51年3月31日(同日前に規則で定める事由が生じた職員にあつては、規則で定める日)までの間の住居手当についても同様とする。

(給与の内払)

- 6 職員が改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例(住居手当については、改正後の条例第11条または前項)の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(昭和51年条例第1号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和51年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 2 昭和51年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の号給または最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給または給料月額およびこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員およびその属する職務の等級またはその受ける号給もしくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者の定める職員の改正

後の条例の規定による当該適用または異動の日における号給または給料月額およびこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 4 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員および管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給または給料月額およびこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 5 前3項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級およびその者が受けていた号給または給料月額は、改正前の条例およびこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(勤勉手当の額の特例)

- 6 昭和51年6月に改正前の条例第18条の規定に基づいて支給された職員の勤勉手当の額が、改正後の条例第18条の規定に基づいて支給された職員の勤勉手当の額が、改正後の条例第18条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる勤勉手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の勤勉手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる勤勉手当の額に加算した額とする。

(給与の内払)

- 7 職員が改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例(勤勉手当については、改正後の条例第18条または前項)の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(昭和52年条例第3号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

(切替期間における異動者号給等)

- 2 昭和52年4月1日(以下「切替日」という。)からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において改正前の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員およびその属する職務の等級またはその受ける号給もしくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者の定める職員の改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による当該適用または異動の日における号給または、給料月額およびこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 3 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員および管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給または給料月額およびこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において管理者の定めるところにより必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 4 前2項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級およびその者が受けていた号給または給料月額は、改正前の条例およびこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(住居手当に関する経過措置)

- 5 切替期間において、改正前の条例第11条の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第11条の規定による住居手当を支給されないこととなる期間または同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第11条の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間または達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第11条の規定にかかわらず、なお従前の例によるこの条例の施行の際改正前の条例第11条の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第11条の規定による住居手当を支給されないこととなり、または同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第11条の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和53年3月31日(同日前に規則で定める事由が生じた職員にあつては、規則で定める日)までの間の住居手当についても同様とする。

(給与の内払い)

- 6 職員が改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例(住居手当については、改正後の条例第11条または前項)の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(昭和53年条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

(職務の等級の切換え)

- 2 昭和53年4月1日に職員が新たに属することとなる職務の等級は、昭和53年3月31日にその者が属する等級が「特1等級」は「2等級」に、「1等級」は「3等級」に、「2等級」は「4等級」に、「3等級」は「5等級」に、「4等級」は「6等級」に、「5等級」は「7等級」に切り替えるものとする。

(鯖江・丹生消防組合職員の旅費に関する条例の一部改正)

- 3 鯖江・丹生消防組合職員の旅費に関する条例(昭和44年鯖江・丹生消防組合条例第15号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(昭和53年条例第3号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

(切替期間における異動者の号給等)

- 2 昭和53年4月1日(以下「切替日」という。)からこの条例の施行の日の前日までの間において改正前の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員およびその属する職務の等級またはその受ける号給もしくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者の定める職員の改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による当該適用または異動の日における号給または給料月額およびこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 3 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員および管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給または、給料月額およびこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 4 前2項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級およびその者が受けていた号給または給料月額は、改正前の条例およびこれに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

(期末手当の額の特例)

- 5 改正後の条例第17条第2項の規定により、昭和53年12月に支給されることとなる職員の期末手当の額が改正前の条例第17条第2項の規定に基づいて同月に支給されたその者の期末手当の額(以下「支給済手当額」という。)を下回るときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、改正後の条例第17条第2項の規定にかかわらず、支給済手当額と同じ額とする。

- 6 前項の規定の適用を受ける職員の昭和54年3月の期末手当の額は、改正後の条例第17条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により同月に支給されることとなるその者の期末手当の額から支給済手当額と改正後の条例第17条第2項の規定により昭和53年12月に支給されることとなるその者の期末手当の額との差額を控除して得た額とする。

(給与の内払い)

- 7 職員が改正前の条例の規定に基づいて切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例(期末手当については、改正後の条例第17条または附則第5項)の規定による給与の内払いとみなす。

(規則への委任)

- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則(昭和54年条例第2号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

(切替期間における異動者の号給等)

- 2 昭和54年4月1日(以下「切替日」という。)からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、改正前の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により新たに、給料表の適用を受けることとなった職員およびその属する職務の等級または、その受ける号給もしくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者の定める職員の改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による当該適用または、異動の日における号給または、給料月額およびこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 3 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員および管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給または、給料月額およびこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 4 前2項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級およびその者が受けていた号給または、給料月額、改正前の条例およびこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(住居手当に関する経過措置)

- 5 切替期間において、改正前の条例第11条の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第11条の規定による住居手当の支給されないこととなる期間または、同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第11条の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれの支給されないこととなる期間または達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第11条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第11条の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第11条の規定による住居手当の支給されないこととなり、または同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第11条の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和55年3月31日(同日前に規則で定める事由が生じた職員にあつては、規則で定める日)までの間の住居手当についても同様とする。

(給与の内払)

- 6 職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例(住居手当については、改正後の条例第11条または前項)の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(昭和55年条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。
(最高号給を超える給料月額の切替え等)
- 2 昭和55年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額およびこれを受ける期間に通算されることとなる期間は管理者が定める。
(切替期間における異動者の号給等)
- 3 切替日からこの条例施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、改正前の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により新たに給料表の適用を受けることとなつた職員およびその属する職務の等級またはその受けることとなつた職員およびその属する職務の等級またはその受ける号給もしくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者の定める職員の改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による当該適用または異動の日における号給または、給料月額およびこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(旧号給等の基礎)

- 4 前2項の規定の適用については、改正前の条例の規定により職員が属していた職務の等級およびその者が受けていた号給または給料月額は、改正前の条例およびこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 5 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則(昭和56年条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和56年4月1日から適用する。
(最高号給を超える給料月額の切替え等)
- 3 昭和56年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額およびこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。
(切替期間における異動者の号給等)
- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、改正前の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員およびその属する職務の等級または、その受ける号給もしくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用または、異動の日における号給または給料月額およびこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。
(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の等級を異にして、異動した職員および管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給または、給料月額およびこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより必要な調整を行うことができる。
(旧号給等の基礎)
- 6 前3項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級およびその者が受けていた号給または、給料月額は、改正前の条例およびこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。
(住居手当に関する経過措置)
- 7 切替期間において、改正前の条例第11条の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第11条の規定による住居手当を支給されないこととなる期間または、同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第11条の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれの支給されないこととなる期間または達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第11条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第11条の規定により、この条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第11条の規定による住居手当を支給されないこととなり、または同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第11条の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例施行の日から昭和57年3月31日(同日前に規則で定める事由が生じた職員にあつては規則で定める日)までの間の住居手当についても同様とする。
(期末手当および勤勉手当に関する経過措置)
- 8 職員に対して昭和56年6月および同年12月に支給する期末手当および勤勉手当に関する改正後の条例第17条第2項および第18条第2項の規定の適用については、同条例第17条第2項「受けるべき給料」とあるのは「鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和56年条例第3号)による改正前の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により受けるべきであつた給料の月額(管理者が定める場合にあつては、その定める額。次条第2項において同じ。)」と、同条例第18条第2項中「受けるべき給料の月額」とあるのは「改正前の条例の規定により受けるべきであつた給料の月額」と、「受けるべき俸給、扶養手当」とあるのは「改正前の条例の規定により受けるべきであつた給料の月額および扶養手当」とする。
- 9 昭和57年3月から管理者が規則で定める日までの間に支給する期末手当および勤勉手当に関する改正後の条例第17条第2項および第18条第2項の規定の適用については、同条例第17条第2項中「受けるべき給料、扶養手当」とあるのは「受けるべき職務の等級の号給の昭和56年3月31日において適用される額(管理者が定める場合にあつては、その定める額)および基準日におけるその者の扶養親族の数に応じて鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和56年条例第3号)の規定による改正前の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第9条の規定により算出される扶養手当」と、同条例第18条第2項中「受けるべき給料の月額」とあるのは「受けるべき職務の等級の号給の昭和56年3月31日において適用される額(管理者が定める場合にあつては、その定める額)」と、「受けるべき俸給、扶養手当」とあるのは「受けるべき職務の等級の号給の昭和56年3月31日において適用される額(管理者が定める場合にあつては、その定める額)および基準日におけるその者の扶養親族の数に応じて改正前の条例第9条の規定により算出される扶養手当」とする。
(規則で定める日＝昭和57年規則第3号で昭和57年3月31日)
(給与の内払)
- 10 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
(規則への委任)
- 11 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
附 則(昭和58年条例第4号)
(施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条第1項および第18条第1項の改正規定は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第4項において同じ。)による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和58年4月1日から適用する。
(最高号給等の切替え等)
- 3 昭和58年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の号給または最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給または給料月額およびこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。
(切替期間における異動者の号給等)
- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この条例による改正前の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員およびその属する職務の等級またはその受ける号給もしくは給料月額に異動のあ

つた職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用または異動の日における号給または給料月額およびこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員および管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給または給料月額およびこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の等級およびその者が受けていた号給または給料月額は、改正前の条例およびこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(昭和59年条例第3号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第2項第2号の改正規定中規則で定める要件を具備するものに係る部分は、昭和60年1月1日から施行する。

- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正部分を除く。附則第4項において同じ。)による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和59年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替等)

- 3 昭和59年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の号給または最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給または給料月額およびこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この条例による改正前の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員およびその属する職務の等級またはその受ける号給もしくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者が定める職員の改正後の条例の規定による当該適用または異動の日における号給または給料月額およびこれらを受けることとなる期間は管理者の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員および管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給または給料月額およびこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の等級およびその者が受けていた号給または給料月額は、改正前の条例およびこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(昭和60年条例第4号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条第4項の改正規定は、昭和61年6月1日から施行する。

- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和60年7月1日から適用する。

(職務の級への切替え)

- 3 昭和60年7月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き在職する職員であつて同日においてその者が属していた職務の等級(以下「旧等級」という。)が附則別表第1に掲げられているものの切替日における職務の級は、改正後の条例の規定により、旧等級に対応する同表の甲欄または乙欄に定める職務の級とする。

(号給の切替え等)

- 4 前項の規定により切替日における職務の級を定められる職員(附則第6項に規定する職員を除く。)の切替日における号給または給料月額(以下「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)に対応する附則別表第2の新号給欄に定める号給または給料月額とする。

- 5 前項の規定により新号給を定められる職員に対する切替日以後における最初の改正後の条例第4条第2項または第4項ただし書の規定の適用については、旧号給を受けていた期間を新号給を受ける期間に通算する。
(最高号給を超える給料月額等の切替え等)
- 6 切替日の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給または給料月額およびこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定めるところによる。
(切替期間における異動者の職務の級および号給)
- 7 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例(附則第1項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正前の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員およびその属する職務の等級またはその受ける号給もしくは給料月額に異動のあつた職員の改正後の条例の規定による当該適用または異動の日における職務の級および号給または給料月額ならびにこれらを受けることとなる期間は、管理者が定めるところによる。
(切替日前の異動者の号給等の調整)
- 8 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員および管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給または給料月額およびこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。
(旧号給の基礎)
- 9 附則第3項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の等級およびその者が受けていた号給または給料月額は、改正前の条例およびこれに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。
(給与の内払)
- 10 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
(鯖江・丹生消防組合職員の旅費に関する条例の一部改正)
- 11 鯖江・丹生消防組合職員の旅費に関する条例(昭和44年鯖江・丹生消防組合条例第15号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(規則への委任)
- 12 附則第3項から附則第10項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表第1

旧等級	職務の級	
	甲	乙
1等級	9級	
2等級	8級	
3等級	6級	7級
4等級	4級	5級
5等級	3級	
6等級	2級	
7等級	1級	

附則別表第2

旧号給	新号給						
	1級	2級	3級	4級	6級	8級	9級
1						1	1
2						2	2
3					1	3	3
4			1	1	2	4	4
5			2	2	3	5	5
6		1	3	3	4	6	6
7		2	4	4	5	7	7
8		3	5	5	6	8	8
9	1	4	6	6	7	9	9
10	2	5	7	7	8	10	10

11	3	6	8	8	9	11	11
12	4	7	9	9	10	12	12
13	5	8	10	10	11	13	13
14	6	9	11	11	12	14	14
15	7	10	12	12	13	15	15
16	8	11	13	13	14	16	16
17	9	12	14	14	15	17	17
18	10	13	15	15	16	18	18
19	11	14	16	16	17	19	19
20	12	15	17	17	18	20	20
21	13	16	18	18	19	21	
22	14	17	19	19	20		
23	15	18	20	20	21		
24	16	19	21	21	22		
25			22	22	23		
26			23	23	24		
27			24	24			
28			25	25			
29			26				

附 則(昭和61年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年条例第3号)

(施行期日等)

- この条例は、管理者が規則で定める日から施行する。ただし、第16条第1項および第2項の改正規定は、昭和62年1月1日から施行する。
(昭和61年規則第6号で昭和61年12月25日から施行)
- この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第4項において同じ。)による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和61年4月1日から適用する。
(最高号給等の切替え等)
- 昭和61年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において、職務の級の最高の号給または最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給または給料月額およびこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。
(切替期間における異動者の号給等)
- 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この条例による改正前の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員およびその属する職務の級またはその受ける号給もしくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用または異動の日における号給または給料月額およびこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。
(切替日前の異動者の号給等の調整)
- 切替日前に職務の級を異にして異動した職員および管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給または給料月額およびこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(旧号給等の基礎)
- 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級およびその者が受けていた号給または給料月額は、改正前の条例およびこれに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。
(給与の内払)
- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
(規則への委任)
- 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(昭和62年条例第2号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第2項の改正規定、同条第5項の改正規定、同項を同条第6項とする改正規定および同条第4項の次に1項を加える改正規定は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)は、昭和62年4月1日から適用する。
(最高号給等の切替え等)
- 3 昭和62年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において、職務の級の最高の号給または最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給または給料月額およびこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。
(切替期間における異動者の号給等)
- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この条例による改正前の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員およびその属する職務の級またはその受ける号給もしくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用または異動の日における職務の級および号給または給料月額ならびにこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。
(切替日前の異動者の号給等の調整)
- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員および管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給または給料月額およびこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(旧号給等の基礎)
- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級およびその者が受けていた号給または給料月額は、改正前の条例およびこれに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。
(住居手当に関する経過措置)
- 7 切替期間において、改正前の条例第11条の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第11条の規定による住居手当を支給されないこととなる期間または同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第11条の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれの支給されないこととなる期間または達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第11条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第11条の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第11条の規定による住居手当を支給されないこととなり、または同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第11条の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和63年3月31日までの間の住居手当についても、同様とする。
(給与の内払)
- 8 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
(昇給に関する経過措置)
- 9 昭和63年4月1日前から引き続き在職する職員のうち、同日において58歳を超えている職員については、その者の同日以後の最初の昇給に限り、改正後の条例第4条第2項および第5項本文の規定にかかわらず、56歳未満の職員についての改正後の条例第4条第2項の規定による昇給の例により昇給させることができる。
- 10 昭和63年4月1日前から引き続き在職する職員のうち、同日において56歳を超え58歳以下である職員については、その者の同日以後の最初の昇給に限り、改正後の条例第4条第5項本文の規定は適用しない。
(規則への委任)
- 11 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(昭和63年条例第5号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条第2項第3号、第4号および第5号の改正規定は、昭和64年4月1日から施行する。
- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第4項において同じ。)による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和63年4月1日から適用する。
(最高号給等の切替え等)
- 3 昭和63年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高の号給または最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給または給料月額およびこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。
(切替期間における異動者の号給等)
- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この条例による改正前の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員およびその属する職務の級またはその受ける号給もしくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用または異動の日における号給または給

料月額およびこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。切替期間において、鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(鯖江・丹生消防組合条例第2号。以下「昭和62年改正条例」という。)附則第9項および第10項の規定により昇給した職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該昇給の日における号給または給料月額についても同様とする。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員および管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給または給料月額およびこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(旧号給等の基礎)

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級およびそのものが受けていた号給または昭和62年改正条例附則第9項および第10項ならびにこれらに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成元年条例第6号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第20条第2項および第3項、第24条ならびに第25条の改正規定は平成2年1月7日から、第2条の改正規定および第11条の2の次に1条を加える改正規定は平成2年4月1日から施行する。

- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第4項において同じ。)による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成元年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替等)

- 3 平成元年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において、職務の級の最高の号給または最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給または給料月額およびこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員およびその属する職務の級またはその受ける号給もしくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用または異動の日における号給または給料月額およびこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員および管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給または給料月額およびこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級およびその者が受けていた号給または給料月額は、改正前の条例およびこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成2年条例第3号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第22条第1項の改正規定および附則第8項の規定は、平成3年1月1日から施行する。

- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第4項において同じ。)による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成2年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替等)

- 3 平成2年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において、職務の級の最高の号給または最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給または給料月額およびこれを受ける期間に通算されることとなる

期間は、管理者が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員およびその属する職務の級またはその受ける号給もしくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用の日または異動の日における号給または給料月額およびこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員および管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給または給料月額およびこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級およびその者が受けていた号給または給料月額は、改正前の条例およびこれに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(鯖江・丹生消防組合職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正)

- 8 鯖江・丹生消防組合職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(昭和44年鯖江・丹生消防組合条例第11号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(規則への委任)

- 9 附則第3項から第7項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成3年条例第4号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定第9条第4項を削り、同条第5項を同条第4項とする改正規定、第16条第1項および第2項の改正規定ならびに第20条の次に1条を加える改正規定は、平成4年1月1日から施行する。

- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第4項において同じ。)による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成3年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成3年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において、職務の級の最高の号給または最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給または給料月額およびこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員およびその属する職務の級またはその受ける号給もしくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用の日または異動の日における職務の級または号給もしくは給料月額およびこれらを受けることとなる期間は管理者の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員および管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給または給料月額およびこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級およびその者が受けていた号給または給料月額は、改正前の条例およびこれに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 8 附則第3項から第7項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成4年条例第4号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成4年条例第8号)
(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条第1項および第2項の改正規定は、平成5年1月1日から施行する。
- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第4項および第10項において同じ。)による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成4年4月1日から適用する。
(最高号給等の切替え等)
- 3 平成4年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において、職務の級の最高の号給または最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給または給料月額およびこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。
(切替期間における異動者の号給等)
- 4 切替日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この条例による改正前の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員およびその属する職務の級またはその受ける号給もしくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用の日または異動の日における職務の級または号給もしくは給料月額およびこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。
(切替日前の異動者の号給等の調整)
- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員および管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給または給料月額およびこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(職員が受けていた号給等の基礎)
- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級およびその者が受けていた号給または給料月額は、改正前の条例およびこれに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。
(扶養手当に関する経過措置)
- 7 次の各号の一に該当する者は、速やかにその旨(第1号に該当する者にあつてはその者が職員となつた日において、第2号に該当する者にあつては切替日において、第3号に該当する者にあつてはその者が同号に該当する者となつた日において、これらの者に配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))がなく、かつ、改正前の条例第9条第2項第2号から第5号までの扶養親族がなかつたときは、配偶者がなかつた旨を含む。)を任命権者に届け出なければならない。
 - (1) 切替期間において新たに職員となつた者であつて、その者が職員となつた日に、昭和49年4月1日以前に生まれた者で改正後の条例第9条第2項第2号または第4号の扶養親族たる要件を具備するもの(以下「新規扶養親族たる子等」という。)を有していたもの
 - (2) 切替日において、その前日から引き続き、新規扶養親族たる子等がある職員であつた者
 - (3) 切替期間において、新たに新規扶養親族たる子等を有する職員となつた者
 - (4) 切替期間において、新規扶養親族たる子等で扶養親族たる要件を欠くに至つたものがある職員であつた者
 - (5) 新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者(改正前の条例第10条第1項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者を除く。)があつた職員であつて、切替期間において配偶者がいない職員となり、かつ、その配偶者がいない職員となつた日に改正前の条例第9条第2項第2号から第5号までの扶養親族がなかつたもの
 - (6) 新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者がなかつた職員であつて、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となり、かつ、その配偶者がある職員となつた日に改正前の条例第9条第2項第2号から第5号までの扶養親族がなかつたもの
- 8 前項の規定による届出を行つた者に対する改正後の条例第10条第2項および第3項の規定の適用については、同条第2項中「同項の規定による届出に」とあるのは「同項または鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成4年鯖江・丹生消防組合条例第8号。以下「改正条例」という。)附則第7項の規定による届出に」と、「同項第2号」とあるのは「前項第2号」と、「届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その」とあるのは「届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたとき、または改正条例附則第7項の規定による届出が改正条例の施行の日から30日を経過した後にされたときは、それぞれその」とし、同条第3項中「扶養親族で同項」とあるのは「扶養親族で同項または改正条例附則第7項」と、「同項第2号」とあるのは「第1項第2号」と、「(扶養親族たる子、父母等で同項)」とあるのは「(扶養親族たる子、父母等で同項または改正条例附則第7項)」と、「(のうち扶養親族たる子、父母等で同項)」とあるのは「(のうち扶養親族たる子、父母等で第1項または改正条例附則第7項)」とする。
- 9 職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合に関する改正後の条例第10条第2項ただし書(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同条第2項ただし書中「これに係る事実の生じた日から15

日」とあるのは「鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成4年鯖江・丹生消防組合条例第8号)の施行の日から30日」とする。

(1) 施行日から15日以内に新たに職員となつた者に新規扶養親族たる子等がある場合

(2) 施行日から15日以内に新たに新規扶養親族たる子等を有するに至つた場合

(3) 施行日から15日以内に新規扶養親族たる子等がある職員が配偶者のない職員となり、かつ、その配偶者のない職員となつた日に改正前の条例第9条第2項第2号から第5号までの扶養親族がない場合

(住居手当に関する経過措置)

10 切替期間において、改正前の条例第11条の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第11条の規定による住居手当を支給されないこととなる期間または同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第11条の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間または達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第11条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第11条の規定により施行日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第11条の規定による住居手当を支給されないこととなり、または同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第11条の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員の施行日から平成5年3月31日(同日前に規則で定める事由が生じた職員にあつては、規則で定める日)までの間の住居手当についても、同様とする。

(給与の内払)

11 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

12 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成5年条例第3号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成5年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

3 平成5年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において、職務の級の最高の号給または最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給または給料月額およびこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員およびその属する職務の級またはその受ける号給もしくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用の日または異動の日における職務の級または号給もしくは給料月額およびこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員および管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給または給料月額およびこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級およびその者が受けていた号給または給料月額は、改正前の条例およびこれに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

(期末手当の額の特例)

7 改正後の条例第17条第2項の規定により、平成5年12月に支給されることとなる職員の期末手当の額が、改正前の条例第17条第2項の規定に基づいて同月に支給されたその者の期末手当の額(以下「支給済手当額」という。)を下回るときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、改正後の条例第17条第2項の規定にかかわらず、支給済手当額と同じ額とする。

8 前項の規定の適用を受ける職員の平成6年3月の期末手当の額は、改正後の条例第17条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により同月に支給されることとなるその者の期末手当の額から支給済手当額と改正後の条例第17条第2項の規定により平成5年12月に支給されることとなるその者の期末手当の額との差額を控除して得た額とする。

(給与の内払)

9 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

10 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成6年条例第2号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成6年条例第4号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条第1項および第2項の改正規定は、平成7年1月1日から施行する。
- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第4項において同じ。)による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成6年4月1日から適用する。
(最高号給等の切替え等)
- 3 平成6年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において、職務の級の最高の号給または最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給または給料月額およびこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。
(切替期間における異動者の号給等)
- 4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員およびその属する職務の級またはその受ける号給もしくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用の日または異動の日における職務の級または号給もしくは給料月額およびこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。
- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員および管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給または給料月額およびこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異する異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(職員が受けていた号給等の基礎)
- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級およびその者が受けていた号給または給料月額は、改正前の条例およびこれに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。
(期末手当の額の特例)
- 7 改正後の条例第17条第2項の規定により、平成6年12月に支給されることとなる職員の期末手当の額が、改正前の条例第17条第2項の規定に基づいて同月に支給されたその者の期末手当の額(以下「支給済手当額」という。)を下回るときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、改正後の条例第17条第2項の規定にかかわらず、支給済手当額と同じ額とする。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の平成7年3月の期末手当の額は、改正後の条例第17条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により同月に支給されることとなるその者の期末手当の額から支給済手当額と同項の規定により平成6年12月に支給されることとなるその者の期末手当の額との差額を控除して得た額とする。
(給与の内払)
- 9 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
(規則への委任)
- 10 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成7年条例第1号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成7年条例第2号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条の改正規定は、平成8年1月1日から施行する。
- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第4項において同じ。)による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成7年4月1日から適用する。
(最高号給等の切替え等)
- 3 平成7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において、職務の級の最高の号給または最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給または給料月額およびこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。
(切替期間における異動者の号給等)
- 4 切替日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、この条例による改正前の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員およびその属する職務の級またはその受ける号給もしくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用の日または異動の日における職務の級または号給もしくは給料月額およびこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員および管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給または給料月額およびこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級およびその者が受けていた号給または給料月額は、改正前の条例およびこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(施行日から平成8年3月31日までの間における異動者の号給等の調整)

- 7 施行日から平成8年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員およびその属する職務の級またはその受ける号給もしくは給料月額に異動のあつた職員の当該適用の日または異動の日における号給または給料月額およびこれらを受けることとなる期間については、当該適用または異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用の日または異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 8 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成8年条例第2号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条の改正規定は、平成9年1月1日から施行する。
- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第4項において同じ。)による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成8年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替等)

- 3 平成8年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において、職務の級の最高の号給または最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給または給料月額およびこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、この条例による改正前の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員およびその属する職務の級またはその受ける号給もしくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用の日または異動の日における号給または給料月額およびこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員および管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給または給料月額およびこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級およびその者が受けていた号給または給料月額は、改正前の条例およびこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(施行日から平成9年3月31日までの間における異動者の号給等の調整)

- 7 施行日から平成9年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員およびその属する職務の級またはその受ける号給もしくは給料月額に異動のあつた職員の当該適用の日または異動の日における号給または給料月額およびこれらを受けることとなる期間については、当該適用または異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用の日または異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 8 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成9年条例第3号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条および第17条第2項の改正規定は、平成10年1月1日から施行する。
- 2 この条例(第16条および第17条の改正規定、第17条の次の2条を加える改正規定ならびに第18条および第22条の改正規定を除く。第4項において同じ。)による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成9年4月1日から適用する。
(最高号給等の切替え等)
- 3 平成9年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において、職務の給の最高の号給または最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給または給料月額およびこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。
(切替期間における異動者の号給等)
- 4 切替日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、この条例による改正前の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員およびその属する職務の級またはその受ける号給もしくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用の日または異動の日における号給または給料月額およびこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。
(切替日前の異動者の号給等の調整)
- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員および管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給または給料月額およびこれらは受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(職員が受けていた号給等の基礎)
- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級およびその者が受けていた号給または給料月額は、改正前の条例およびこれに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。
(施行日から平成10年3月31日までの間における異動者の号給等の調整)
- 7 施行日から平成10年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員およびその属する職務の級またはその受ける号給もしくは給料月額に異動のあつた職員の当該適用の日または異動の日における号給または給料月額およびこれらを受けることとなる期間については、当該適用または異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用の日または異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(給与の内払)
- 8 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
(規則への委任)
- 9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成10年条例第4号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条第1項の改正規定は、平成11年1月1日から施行する。
- 2 この条例(第16条第1項の改正規定を除く。第4項において同じ。)による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成10年4月1日から適用する。
(最高号給等の切替え等)
- 3 平成10年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給または最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給または給料月額およびこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。
(切替期間における異動者の号給等)
- 4 切替日からこの条例の施行の日(附則第7項において「施行日」という。)の前日までの間において、この条例による改正前の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員およびその属する職務の級またはその受ける号給もしくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用または異動の日における号給または給料月額およびこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。
(切替日前の異動者の号給等の調整)
- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員および管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給または給料月額およびこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(職員が受けていた号給等の基礎)

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級およびその者が受けていた号給または給料月額、改正前の条例およびこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。
(施行日から平成11年3月31日までの間における異動者の号給等の調整)
- 7 施行日から平成11年3月31日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員およびその属する職務の級またはその受ける号給もしくは給料月額に異動のあつた職員の当該適用または異動の日における号給または給料月額およびこれらを受けることとなる期間については、当該適用または異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用または異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(給与の内払)
- 8 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
(規則への委任)
- 9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
附 則(平成11年条例第6号)
(施行期日等)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例第16条第1項の改正規定、第3条の規定 平成12年1月1日
 - (2) 第2条の規定 平成12年4月1日
- 2 第1条の規定(前項第1号に掲げる改正規定を除く。第4項および第6項において同じ。)による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成11年4月1日から適用する。
(最高号給等の切替え等)
- 3 平成11年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給または最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給または給料月額およびこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。
(切替期間における異動者の号給等)
- 4 切替日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、第1条の規定による改正前の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員およびその属する職務の級またはその受ける号給もしくは給料月額に異動のあつた職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用または異動の日における号給または給料月額およびこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。
(切替日前の異動者の号給等の調整)
- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員および管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給または給料月額およびこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(職員が受けていた号給等の基礎)
- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級およびその者が受けていた号給または給料月額は、第1条の規定による改正前の条例およびこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。
(施行日から平成12年3月31日までの間における異動者の号給等の調整)
- 7 施行日から平成12年3月31日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員およびその属する職務の級またはその受ける号給もしくは給料月額に異動のあつた職員の当該適用または異動の日における号給または給料月額およびこれらを受けることとなる期間については、当該適用または異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用または異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(期末手当の額の特例)
- 8 改正後の条例第17条第2項の規定により、平成11年12月に支給されることとなる職員の期末手当の額が、改正前の条例第17条第2項の規定に基づいて同月に支給されたその者の期末手当の額(以下「支給済手当額」という。)を下回るときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、改正後の条例第17条第2項の規定にかかわらず、支給済手当額と同じ額とする。
- 9 前項の規定の適用を受ける職員の平成12年3月の期末手当の額は、改正後の条例第17条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により同月に支給されることとなるその者の期末手当の額から支給済手当額と改正後の条例第17条第2項の規定により平成11年12月に支給されることとなるその者の期末手当の額との差額を控除して得た額とする。
(給与の内払)

10 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

11 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成12年条例第7号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成12年4月1日から適用する。

(期末手当等の額の特例)

2 平成12年12月に改正前の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第17条の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の条例第17条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、その差額(以下「12月期末手当差額」という。)を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とし、平成12年12月に改正前の条例第18条の規定に基づいて支給されたその者の勤勉手当の額が、改正後の条例第18条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる勤勉手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の勤勉手当の額は、その差額(以下「12月勤勉手当差額」という。)を同条の規定に基づいて支給されることとなる勤勉手当の額に加算した額とし、平成13年3月に支給されるべきその者の期末手当の額は、改正後の条例第17条の規定に基づいてその者が支給されることとなる期末手当の額からその額を超えない範囲内で12月期末手当差額と12月勤勉手当差額との合計額を控除した額とする。

(給与の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則(平成13年条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

(改正前の地方公務員法の規定により再任用された職員に関する経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に地方公務員法等の一部を改正する法律(平成11年法律第107号)第1条の規定による改正前の地方公務員法第28条の4第1項の規定により採用され、同項の任期または同条第2項の規定により更新された任期の末日が施行日以後である職員に係る手当については、なお従前の例による。

附 則(平成14年条例第3号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「新条例」という。)は、平成13年4月1日から適用する。

(期末手当の額の特例)

2 平成13年12月に改正前の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「旧条例」という。)第17条の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、新条例第17条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、その差額(以下「12月期末手当差額」という。)を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とし、平成14年3月に支給されるべきその者の期末手当の額は、新条例第17条の規定に基づいてその者が支給されることとなる期末手当の額からその額を超えない範囲内で12月期末手当差額を控除した額とする。

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成14年条例第8号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。ただし、第2条および附則第6項から第8項までの規定は、平成15年4月1日から施行する。

(最高号給等の切替え等)

2 平成15年1月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給または最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給または給料月額およびこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

3 切替日前に職務の級を異にして異動した職員および管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給または給料月額およびこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級およびその者が受けていた号給または給料月額は、第1条の規定による改正前の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例およびこれに基づく規則の規定に従つ

で定められたものでなければならない。

(平成15年3月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 5 平成15年3月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下この項において「改正後の給与条例」という。)第17条第2項から第5項までまたは第22条第1項から第3項までおよび第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額(同号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額)とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成15年3月1日(期末手当について改正後の給与条例第17条第1項後段または第22条第6項の規定の適用を受ける職員にあつては、退職し、もしくは失職または死亡した日。以下この号において「基準日」という。)まで引き続いて在職した期間で平成14年4月1日から切替日の前日までのもの(当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月1日から切替日の前日までのものであつて、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して規則で定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。)について支給される給与のうち給料、扶養手当およびこれらの額の改定により額が変動することとなる給与(次号において「給料等」という。)の額の合計額

(2) 継続在職期間について改正後の給与条例の規定による給料月額(継続在職期間において附則第2項に掲げる給料月額を受けていた期間がある職員にあつては、当該期間について規則で定める給料月額)および改正後の給与条例の規定による扶養手当の額により算定した場合の給料等の額の合計額

(平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置)

- 6 平成15年6月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例第17条第2項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「6月以内」とあるのは「3月以内」と、同項第1号中「6月」とあるのは「3月」と、同項第2号中「5月以上6月未満」とあるのは「2月15日以上3月未満」と、同項第3号中「3月以上5月未満」とあるのは「1月15日以上2月15日未満」と、同項第4号中「3月未満」とあるのは「1月15日未満」とする。

(鯖江・丹生消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正等)

- 7 鯖江・丹生消防組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年鯖江・丹生消防組合条例第1号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成15年条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成16年4月1日から施行する。
(最高号給等の切替え等)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1の給料表に定める職務の級における最高の号給または最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における号給または給料月額およびこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。
(施行日前の異動者の号給等の調整)
- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員および管理者の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給または給料月額およびこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(職員が受けていた号給等の基礎)

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級およびその者が受けていた号給または給料月額は、第1条の規定による改正前の給与条例およびこれに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

(平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 5 平成15年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の給与条例第17条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)および第4項から第6項までまたは第22条第1項から第3項までもしくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(管理者が定める職員にあつては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成15年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となつた者(同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して管理者が定めるものを除く。))にあつては、新たに職員となつた日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち規則で定める日))において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当および単身赴任手当(条例第11条の3第2項に規定する規則で定める額を除く。)の月額の合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前

- 日までの期間において在職しなかつた期間、給料を支給されなかつた期間その他の管理者が定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額
- (2) 平成15年6月に支給された期末手当および勤勉手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額
- 6 平成15年4月1日から同年12月1日までの間において規則で定める者であつた者から引き続き新たに職員となつた者で任用の事情を考慮して規則で定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額および規則で定める者との権衡を考慮して規則で定める額」と、「第1号に掲げる額」とあるのは「第1号に掲げる額および当該規則で定める額の合計額」とする。
- (規則への委任)
- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
- 附 則(平成17年条例第1号)
- この条例は、平成17年2月1日から施行する。ただし、第6条の規定は、平成17年4月1日から施行する。
- 附 則(平成17年条例第2号)
- (施行期日)
- 1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 平成20年3月までの間、この条例による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第12条の規定にかかわらず、平成17年6月30日(以下「基準日」という。)から引き続き在勤する職員(以下「経過措置対象職員」という。)に対し、寒冷地手当を支給する。
- 3 職員以外の地方公務員等であつた者が、基準日の翌日以降に引き続き改正後の給与条例別表第1の給料表の適用を受ける職員となり、在勤することとなつた場合において、任用の事情、在勤することとなつた日の前日までににおける勤務地等を考慮して前項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者との権衡上必要があると認められるときは、当該職員である者に対しては、改正後の給与条例の規定にかかわらず、前項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。
- (委任)
- 4 前2項に規定する寒冷地手当の支給額、支給方法その他の支給について必要な事項は、規則で定める。
- 附 則(平成17年条例第4号)
- (施行期日)
- 1 この条例は、平成17年12月1日から施行する。
- (職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え等)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額およびこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者が定める。
- (施行日前の異動者の号給等の調整)
- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員および管理者の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給または給料月額およびこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- (職員が受けていた号給等の基礎)
- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級およびその者が受けていた号給または給料月額は、改正前の給与条例およびこれに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。
- (平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 5 平成17年12月に支給する期末手当の額は、改正後の給与条例第17条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)および第4項から第6項までまたは第22条第1項から第3項までもしくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(管理者が定める職員にあつては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
- (1) 平成17年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となつた者(同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して管理者が定めるものを除く。))にあつては、その新たに職員となつた日)において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、住居手当および単身赴任手当(給与条例第11条の3第2項に規定する規則で定める額を除く。)の月額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかつた期間、給料を支給されなかつた期間その他の管理者が定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して管理者が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額
- (2) 平成17年6月に支給された期末手当および勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額
- (委任)
- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。
- 附 則(平成18年条例第2号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(職務の級の切替え)

- 2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられている職務の級であつた職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

(号給の切替え)

- 3 切替日の前日において鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、次項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)およびその者が旧号給を受けていた期間(管理者の定める職員にあつては、管理者の定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第2に定める号給とする。

(職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え)

- 4 切替日の前日において、給与条例別表第1の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給または給料月額は、規則で定める。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員および管理者の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 6 附則第2項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級およびその者が受けていた号給または給料月額は、改正前の給与条例およびこれに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年鯖江・丹生消防組合条例第8号。第1号において「平成21年改正条例」という。)の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、平成26年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(給与条例附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98・5を乗じて得た額)を給料として支給する。

(1) 平成21年改正条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員 100分の99.1

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の99.34

(平21条例8・平22条例8・平23条例3・平26条例3・一部改正)

- 8 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則で定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

- 9 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなつた職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

- 10 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第8条第2項の規定の適用については、給与条例第8条第2項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年鯖江・丹生消防組合条例第2号)附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(平成22年3月31日までの間における給与条例の適用に関する特例)

- 11 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条第3項	4号給	3号給
	3号給	2号給
第4条第4項	4号給	3号給
	3号給	2号給
	2号給	1号給

(規則への委任)

- 12 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(鯖江・丹生消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

13 鯖江・丹生消防組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年鯖江・丹生消防組合条例第1号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(鯖江・丹生消防組合職員の旅費に関する条例の一部改正)

14 鯖江・丹生消防組合職員の旅費に関する条例(昭和44年鯖江・丹生消防組合条例第15号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附則別表第1

職務の級の切替表

旧級	新級
1級	1級
2級	
3級	2級
4級	3級
5級	
6級	4級
7級	5級
8級	6級
9級	7級
10級	8級

附則別表第2

職員の号給の切替表

旧号給	旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	経過期間										
	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1

	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33

	3月以上6月未満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未満	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未満	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未満	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未満		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未満		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未満		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未満		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未満		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未満		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未満		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未満		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未満		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月未満		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上9月未満		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未満		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3月未満			77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月未満			78	62	82	70	66	62		
	6月以上9月未満			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未満			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3月未満			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未満			82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月未満			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未満			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		
22	3月未満			85	65	89	77	73			
	3月以上6月未満			86	65	90	78	74			
	6月以上9月未満			87	66	91	79	75			
	9月以上12月未満			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
23	3月未満			89	67	93	81				
	3月以上6月未満			90	67	94	82				
	6月以上9月未満			91	68	95	83				
	9月以上12月未満			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
24	3月未満			93	69	97	85				
	3月以上6月未満			94	70	98	86				
	6月以上9月未満			95	71	99	87				

	9月以上12月未満			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				
25	3月未満			97	73	101					
	3月以上6月未満			98	73	102					
	6月以上9月未満			99	74	103					
	9月以上12月未満			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					
26	3月未満			101	75	105					
	3月以上6月未満			102	75	106					
	6月以上9月未満			103	76	107					
	9月以上12月未満			104	76	108					
	12月以上			105	77	109					
27	3月未満			105	77						
	3月以上6月未満			106	78						
	6月以上9月未満			107	79						
	9月以上12月未満			108	80						
	12月以上			109	81						
28	3月未満			109	81						
	3月以上6月未満			110	82						
	6月以上9月未満			111	83						
	9月以上12月未満			112	84						
	12月以上			113	85						
29	3月未満			113							
	3月以上6月未満			114							
	6月以上9月未満			115							
	9月以上12月未満			116							
	12月以上			117							
30	3月未満			117							
	3月以上6月未満			118							
	6月以上9月未満			119							
	9月以上12月未満			120							
	12月以上			121							
31	3月未満			121							
	3月以上6月未満			122							
	6月以上9月未満			123							
	9月以上12月未満			124							
	12月以上			125							
32	3月未満			125							
	3月以上6月未満			125							
	6月以上9月未満			125							
	9月以上12月未満			125							
	12月以上			125							

附 則(平成19年条例第2号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成20年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定(鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例第18条第2項の改定規定を除く。次項において同じ。)による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成19年4月1日から適用する。ただし、改正後の条例第18条第2項の規定は、平成19年12月1日から適用する。(平成19年4月1日から公布日の前日までの間における異動者の号給)
- 3 平成19年4月1日からこの条例の公布の日(以下「公布日」という。)の前日までの間において、第1条の規定による改正前の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員およびその属する職務の級またはその受ける号給に異動のあつた職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用または異動の日における号給は、管理者の定めるところによる。
(公布日から平成20年3月31日までの間における異動者の号給の調整)
- 4 公布日から平成20年3月31日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員およびその属する職務の級またはその受ける号給に異動のあつた職員の当該適用または異動の日における号給については、当該適用または異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用または異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(給与の内払)
- 5 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
(規則への委任)
- 6 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

- 附 則(平成20年条例第5号)
この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 附 則(平成21年条例第5号)
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成21年条例第8号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。
(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例第17条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)および第4項から第6項までもしくは第22条第1項から第3項までおよび第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
- (1) 平成21年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者または職員であつて適用される職務の級および号給がそれぞれ次の表の職務の級欄および号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となつた者(同年4月1日に減額改定対象職員であつた者で任用の事情を考慮して管理者が定めるものを除く。))にあつては、その減額改定対象職員となつた日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち管理者が定める日))において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当および住居手当の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかつた期間、給料を支給されなかつた期間、減額改定対象職員以外の職員であつた期間その他の管理者が定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して管理者が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

職務の級	号給
1級	1号給から56号給まで
2級	1号給から24号給まで
3級	1号給から8号給まで

- (2) 平成21年6月1日において減額改定対象職員であつた者(任用の事情を考慮して管理者が定める者を除く。)に同月に支給された期末手当および勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額
- 附 則(平成22年条例第3号)
この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 附 則(平成22年条例第8号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条ならびに附則第4項および第5項の規定は、平成23年4月1日から施行する。
(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下この項および附則第3項において「改正後の条例」という。)第17条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)および第4項から第6項まで、第22条第1項から第3項までもしくは第6項または附則第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成22年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者または職員であつて適用される職務の級および号給がそれぞれ次の表の職務の級欄および号給欄に掲げるものであるもの(改正後の条例附則第5項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年鯖江・丹生消防組合条例第2号)附則第7項の規定の適用を受けない職員に限る。)からこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となつた者(平成22年4月1日に減額改定対象職員であつた者で任用の事情を考慮して管理者が定めるものを除く。)にあつては、その減額改定対象職員となつた日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち管理者が定める日))において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当および住居手当の月額合計額の100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかつた期間、給料を支給されなかつた期間、減額改定対象職員以外の職員であつた期間その他の管理者が定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して管理者が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

職務の級	号給
1級	1号給から93号給まで
2級	1号給から64号給まで
3級	1号給から48号給まで
4級	1号給から32号給まで
5級	1号給から24号給まで
6級	1号給から16号給まで
7級	1号給から4号給まで

- (2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であつた者(任用の事情を考慮して管理者が定めるものを除く。)に同月に支給された期末手当および勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額
(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)
- 3 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の条例附則第5項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成22年鯖江・丹生消防組合条例第 号)の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。
(平成23年4月1日における号給の調整)
- 4 平成23年4月1日において43歳に満たない職員のうち、平成22年1月1日において鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第4条第2項の規定により昇給した職員(同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して規則で定める職員を除く。)その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の平成23年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。
- 5 給与条例第3条第5項に規定する育児短時間勤務職員等に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、鯖江・丹生消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年鯖江・丹生消防組合条例第1号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
(鯖江・丹生消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)
- 6 鯖江・丹生消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年鯖江・丹生消防組合条例第1号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(鯖江・丹生消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)
- 7 鯖江・丹生消防組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年鯖江・丹生消防組合条例第1号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
附 則(平成23年条例第3号)
(施行期日)
- 1 この条例は、平成23年12月1日から施行する。
(平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成23年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例第17条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)および第4項から第6項まで、第22条第1項から第3項までもしくは第6項または附則第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成23年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者または職員であつて適用される職務の級および号給がそれぞれ次の表の職務の級欄および号給欄に掲げるものであるもの(鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年鯖江・丹生消防組合条例第2号)附則第7項の規定の適用を受けない職員に限る。))からこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。))となつた者(平成23年4月1日に減額改定対象職員であつた者で任用の事情を考慮して管理者が定めるものを除く。))にあつては、その減額改定対象職員となつた日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち管理者が定める日))において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当および住居手当の月額に100分の0.4を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかつた期間、給料を支給されなかつた期間、減額改定対象職員以外の職員であつた期間その他の管理者が定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して管理者が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

職務の級	号給
1級	1号給から93号給まで
2級	1号給から76号給まで
3級	1号給から60号給まで
4級	1号給から44号給まで
5級	1号給から36号給まで
6級	1号給から28号給まで
7級	1号給から16号給まで
8級	1号給から4号給まで

(2) 平成23年6月1日において減額改定対象職員であつた者(任用の事情を考慮して管理者が定める者を除く。)に同月に支給された期末手当および勤勉手当の合計額に100分の0.4を乗じて得た額

- 附 則(平成24年条例第2号)抄
(施行期日)
- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
附 則(平成24年条例第5号)
この条例は、平成25年1月1日から施行する。
附 則(平成26年条例第3号)
(施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第2項および第3項の規定は、平成26年4月1日から施行する。
(平成26年4月1日における号給の調整)
- 2 平成26年4月1日においてこの条例による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第7項の規定による号給に関する状況を考慮して定める45歳に満たない職員のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日および平成21年1月1日の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第4条第3項の規定による昇給その他の号給の決定の状況(以下「調整考慮事項」という。)を考慮して調整の必要があるものとして規則で定める職員の平成26年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日受けることとなる号給の1号給(同日において39歳以上44歳未満の職員のうち、当該職員の調整考慮事項を考慮して調整の必要があるものとして規則で定める職員にあつては、1号給または2号給、同日において39歳に満たない職員のうち、当該職員の調整考慮事項を考慮して調整の必要があるものとして規則で定める職員にあつては、1号給、2号給または3号給)上位の号給とする。
- 3 給与条例第3条第5項に規定する育児短時間勤務職員等に対する前項の規定の適用については、同項中「する」とあるのは、「するものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、鯖江・丹生消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年鯖江・丹生消防組合条例第1号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
(規則への委任)
- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
附 則(平成26年条例第5号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例第18条第2項および附則第8項の改定規定を除く。附則第4項において同じ。)による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成26年4月1日から適用する。ただし、改正後の条例第18条第2項および附則第8項の規定は、平成26年12月1日から適用する。

(平成26年4月1日前の異動者の号給の調整)

- 3 平成26年4月1日(以下「適用日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員および管理者の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 5 附則第3項および前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成27年条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(平成27年4月1日前の異動者の号給の調整)
- 2 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員および管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1の適用を受ける職員(再任用職員を除く。)のうち、その職務の級が6級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を給料として支給する。
- 4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなつた職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 6 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第17条第5項(給与条例第18条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、給与条例第17条第5項中「給料の月額」とあるのは「給料の月額と鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年鯖江・丹生消防組合条例第2号)附則第3項から第5項までの規定による給料との合計額」とする。
(平成30年3月31日までの間における単身赴任手当に関する特例)
- 7 切替日から平成30年3月31日までの間における給与条例第11条の3第2項の規定の適用については、同項中「3万円」とあるのは「3万円を超えない範囲内で規則で定める額」とする。

(規則への委任)

- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成28年条例第3号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与(鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年鯖江・丹生消防組合条例第2号。以下この項において「平成27年改正条例」という。)附則第3項の規

定に基づいて支給された給料を含む。)は、改正後の条例の規定による給与(平成27年改正条例附則第3項の規定による給料を含む。)の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成28年条例第7号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成28年4月1日から適用する。
- (給与の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与(鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年鯖江・丹生消防組合条例第3号。以下この項において「平成27年改正条例」という。)附則第3項の規定に基づいて支給された給料を含む。)は、改正後の条例の規定による給与(平成27年改正条例附則第3項の規定による給料を含む。)の内払とみなす。

(平成31年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「第2条改正後条例」という。)第10条第3項第3号および第4号の規定は適用せず、第2条改正後条例第9条第3項および第10条の規定の適用については、同項中「前項第1号および第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。))については1人につき6,500円(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあつては3,500円)、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき1万円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。))については1万円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき8,000円(職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については1万円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。))については1人につき6,500円(職員に配偶者および扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円)」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となつた者に扶養親族がある場合または職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子または前条第2項第3号もしくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。)」とあるのは「

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子または前条第2項第3号もしくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。)

(3) 扶養親族たる子または扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合(前号に該当する場合を除く。)

(4) 扶養親族たる子または扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合(第1号に該当する場合を除く。)

」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号もしくは第5号」と、「においては、その」とあるのは「または扶養手当を受けている職員について第1項第3号もしくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定ならびに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者および扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者または扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定および扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

- 5 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第2条改正後条例第10条第3項第3号および第4号の規定は適用せず、第2条改正後条例第9条第3項および第10条第3項の規定の適用については、第9条第3項中「(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあつては3,500円)、同項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、第10条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号または第5号」とする。

(規則への委任)

- 6 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(平成29年条例第3号)

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条ならびに附則第4条および第5条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定(鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例第18条第2項および附則第8項の改正規定を除く。附則第2条において同じ。)による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成29年4月1日から適用する。ただし、改正後の条例第18条第2項および附則第8項の規定は、平成29年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与(鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年鯖江・丹生消防組合条例第3号。以下この項において「平成27年改正条例」という。)附則第3項の規定に基づいて支給された給料を含む。)は、改正後の条例の規定による給与(平成27年改正条例附則第3項の規定による給料を含む。)の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(鯖江・丹生消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 鯖江・丹生消防組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年鯖江・丹生消防組合条例第1号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(鯖江・丹生消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 鯖江・丹生消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年鯖江・丹生消防組合条例第1号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成30年条例第2号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(令和元年条例第6号)

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(次条において「改正後の条例」という。)の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

第3条 第2条の規定の施行の日(以下この項において「一部施行日」という。)の前日において同条の規定による改正前の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例第11条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(規則で定める職員を除く。)に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下この項において「改正後の条例」という。)第11条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。)から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 改正後の条例第11条第1項に該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から改正後の条例第11条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(規則への委任)

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(令和2年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例第17条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合も含む。)ならびに鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第17条第4項から第6項までおよび第22条第1項から第3項までおよび第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員(給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項または第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)以外の職員 127.5分の15

(2) 再任用職員 72.5分の10

(規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(令和4年条例第5号)

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(次条において「改正後の給与条例」という。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(令和5年条例第1号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第12条 第6条の規定による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)附則第5項から第11項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項または第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

- 2 暫定再任用職員(短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。))を除く。以下この項および次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が改正後の給与条例第4条第10項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第3条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、鯖江・丹生消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

- 4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第3条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、鯖江・丹生消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与条例第11条の2第2項および第14条第2項の規定を適用する。

- 6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与条例第17条第3項の規定を適用する。
- 7 改正後の給与条例第18条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員および地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項もしくは第2項、第5条第1項もしくは第3項、第6条第1項もしくは第2項または第7条第1項もしくは第3項の規定により採用された職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員および暫定再任用職員」とする。
- 8 鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例第4条第4項から第9項まで、第9条および第11条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(令7条例5・一部改正)

附 則(令和5年条例第6号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(次条において「改正後の給与条例」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- (給与の内払)
- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。
- (規則への委任)
- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(令和6年条例第2号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年条例第5号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(次項において「改正後の給与条例」という。)の規定は、令和6年4月1日から適用する。
- (給与の内払)
- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。
- (規則への委任)
- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(令和7年条例第5号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- (号給の切替え)
- 2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附表別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(以下「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級および受けていた号給(以下「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。
- (切替日前の異動者の号給の調整)
- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員および市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動または当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- (令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)
- 4 切替日から令和8年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の鯖江・丹生消防組合職員の給与に関する条例(以下「改正後給与条例」という。)第9条の規定の適用については、同条第1項中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、給料表の適用を受ける職員でその職務が8級であるものに対しては、支給しない」と、第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「

(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

」と、同条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(通勤手当および単身赴任手当に関する経過措置)

- 5 改正後給与条例第11条の2第3項および第11条の3第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。
(規則への委任)
- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
(鯖江・丹生消防組合職員の旅費等に関する条例の一部改正)
- 7 鯖江・丹生消防組合職員の旅費等に関する条例の一部改正(昭和44年鯖江・丹生消防組合条例第15号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(鯖江・丹生消防組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)
- 8 鯖江・丹生消防組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和5年鯖江・丹生消防組合条例第1号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

附則別表

旧号給	新号給					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4

35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		

82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

別表第1
(令7条例5・全改)
給料表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500

10	196, 200	243, 400	274, 300	310, 700	336, 700	369, 600	424, 200	
11	197, 800	244, 800	275, 300	312, 300	338, 400	371, 200	425, 700	
12	199, 400	246, 200	276, 400	313, 900	340, 000	372, 700	427, 200	
13	201, 000	247, 400	277, 400	315, 400	341, 500	374, 600	428, 700	
14	202, 700	248, 600	278, 700	317, 000	343, 100	376, 500	430, 000	
15	204, 400	249, 800	280, 000	318, 600	344, 700	378, 400	431, 300	
16	206, 100	251, 000	281, 200	320, 200	346, 200	380, 200	432, 500	
17	207, 400	252, 100	282, 500	321, 700	347, 600	381, 700	433, 700	
18	209, 000	253, 200	283, 800	323, 400	349, 300	383, 500	435, 000	
19	210, 600	254, 300	285, 000	325, 000	350, 900	385, 200	436, 300	
20	212, 100	255, 400	286, 200	326, 600	352, 500	386, 800	437, 500	
21	213, 600	256, 400	287, 300	328, 000	353, 700	388, 500	438, 700	
22	215, 200	257, 400	288, 500	329, 700	355, 200	389, 900	439, 500	
23	216, 800	258, 400	289, 800	331, 400	356, 700	391, 300	440, 300	
24	218, 400	259, 400	291, 100	333, 000	358, 200	392, 700	441, 100	
25	220, 000	260, 400	292, 400	334, 200	359, 900	394, 100	441, 700	
26	221, 700	261, 300	293, 400	336, 100	361, 700	395, 300	442, 300	
27	223, 000	262, 200	294, 400	337, 800	363, 400	396, 500	442, 900	
28	224, 300	263, 100	295, 500	339, 400	365, 100	397, 500	443, 500	
29	225, 600	263, 900	296, 600	340, 900	366, 500	398, 600	444, 200	
30	226, 700	264, 700	297, 800	342, 500	367, 800	399, 800	445, 000	
31	227, 800	265, 500	298, 900	344, 100	369, 000	400, 900	445, 400	
32	228, 900	266, 300	300, 100	345, 700	370, 400	402, 000	446, 100	
33	230, 000	267, 000	301, 300	347, 400	371, 500	402, 700	446, 600	
34	231, 100	267, 800	302, 600	349, 200	372, 400	403, 400	447, 000	
35	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100	447, 400	
36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800	447, 800	
37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400	448, 200	
38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000	448, 600	
39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500	449, 000	
40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900	449, 300	
41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600	
42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000	
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300	
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600	
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900	
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700		
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000		
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300		
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500		
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800		
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100		
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400		
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600		
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900		
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200		
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500		

57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700		
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000		
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300		
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500		
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700		
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000		
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300		
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500		
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700		
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000		
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300		
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500		
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700		
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000		
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300		
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500		
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700		
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500			
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800			
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000			
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200			
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500			
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800			
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000			
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200			
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500			
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800			
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000			
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200			
86	256,000	297,100	346,000					
87	256,300	297,400	346,400					
88	256,600	297,700	346,800					
89	256,900	298,000	347,000					
90	257,200	298,300	347,400					
91	257,500	298,600	347,800					
92	257,800	299,000	348,200					
93	258,100	299,200	348,400					
94		299,400	348,800					
95		299,700	349,200					
96		300,100	349,500					
97		300,300	349,800					
98		300,600	350,200					
99		301,000	350,600					
100		301,400	351,000					
101		301,600	351,500					
102		301,900	351,900					
103		302,200	352,300					

	104		302, 500	352, 700					
	105		302, 700	353, 200					
	106		303, 000	353, 600					
	107		303, 300	353, 900					
	108		303, 600	354, 200					
	109		303, 800	354, 700					
	110		304, 200						
	111		304, 600						
	112		304, 900						
	113		305, 100						
	114		305, 300						
	115		305, 600						
	116		306, 000						
	117		306, 200						
	118		306, 400						
	119		306, 700						
	120		307, 000						
	121		307, 400						
	122		307, 600						
	123		307, 900						
	124		308, 200						
	125		308, 500						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		192, 000	219, 500	260, 000	279, 700	294, 900	320, 600	362, 700	396, 200

備考 給料を日額として定められた第2号会計年度任用職員の給料の額は、その者の職務の級および号給に応じた給料月額に相当する額を21で除して得た額(10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)を超えない範囲内において任命権者が定める額とする。

別表第2
(平28条例3・追加)
等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1級	1 消防副士長または消防士の職務 2 定型的な業務を行う職務
2級	1 主査の職務 2 相当高度の知識または経験を必要とする業務を行う消防副士長の職務 3 相当高度の知識または経験を必要とする業務を行う職務
3級	1 主任の職務 2 特に困難な業務を行う主査の職務
4級	1 課長補佐の職務 2 特に困難な業務を行う主任の職務
5級	1 参事の職務 2 高度の知識経験に基づき困難な業務を行う課長補佐の職務
6級	課長の職務
7級	次長の職務
8級	消防長の職務

別表第3
(平18条例2・全改、平28条例3・旧別表第2繰下)

組合の区域に滞在する期間	施設の利用区分	公用の施設またはこれに準ずる施設(1日につき)	その他の施設(1日につき)
30日以内の期間		3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間		3,970円	5,870円
60日を超える期間		3,970円	5,140円